

【別表2】

介護老人保健施設「えんやま」短期入所療養介護
 介護老人保健施設「えんやま」介護予防短期入所療養介護

料金表

*基本料金:(1)+(2)+加算①②⑩+該当する加算(加算項目は裏にあります) (単位/円)

要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
(1)介護給付 (1割負担分)	施設サービス費(1日分)	577	721	752	799	861	914	966	
	" (30日分)	17,310	21,630	22,560	23,970	25,830	27,420	28,980	
加算									
(2)介護給付外 (実費負担分)	食費	第4段階	1,392						
		第3段階	650						
		第2段階	390						
		第1段階	300						
	居住費	第4段階	2,668						
		第3段階	1,310						
		第2段階	490						
		第1段階	490						
第4段階	(1)+(2)	合計/1日	4,637	4,781	4,812	4,859	4,921	4,974	5,026
第3段階	(1)+(2)	合計/1日	2,537	2,681	2,712	2,759	2,821	2,874	2,926
第2段階	(1)+(2)	合計/1日	1,457	1,601	1,632	1,679	1,741	1,794	1,846
第1段階	(1)+(2)	合計/1日	1,367	1,511	1,542	1,589	1,651	1,704	1,756

※負担限度額認定を受けている場合は、段階に応じた金額となります。

※朝食:333円 昼食:656円 夕食:403円

※テレビ・髭剃り等電化製品の使用に関しては、別途持ち込み料金をいただきます。

段階	要件	認定基準
第4段階		下記以外の方
第3段階	世帯全体が市町村民税	課税年金収入と合計
第2段階	非課税者	所得金額の合計が
第1段階		生活保護受給者・老齢福祉年金受給者

※認定を受けるためには、介護保険負担限度額認定申請書を市町村に提出し、該当となれば認定されます。

要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)介護給付 (2割負担分)	施設サービス費(1日分)	1,154	1,442	1,504	1,598	1,722	1,828	1,932
	" (30日分)	34,620	43,260	45,120	47,940	51,660	54,840	57,960
加算								
(2)介護給付外 (実費負担分)	食費	1,392						
	居住費	2,668						
(1)+(2)	合計/1日	5,214	5,502	5,564	5,658	5,782	5,888	5,992

◆2割負担となる方

単身世帯の場合、「年金収入+その他の合計所得金額が280万円以上340万円未満」

夫婦世帯の場合、「年金収入+その他の合計所得金額が346万円以上」

要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)介護給付 (3割負担分)	施設サービス費(1日分)	1,731	2,163	2,256	2,397	2,583	2,742	2,898
	" (30日分)	51,930	64,890	67,680	71,910	77,490	82,260	86,940
加算								
(2)介護給付外 (実費負担分)	食費	1,392						
	居住費	2,668						
(1)+(2)	合計/1日	5,791	6,223	6,316	6,457	6,643	6,802	6,958

◆3割負担となる方

単身世帯の場合、「年金収入+その他の合計所得金額が340万円以上」

夫婦世帯の場合、「年金収入+その他の合計所得金額が463万円以上」

※基本料金に関する特記事項

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として令和3年9月末までの間基本報酬に0.1%上乗せした料金となります。

***加算**

(単位/円)

種類	単位数	算定単位	備考
①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	1日につき	介護職員総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
②夜間職員配置加算	24	1日につき	夜勤帯において介護及び看護職員を2名以上配置
③療養食加算	8	1回につき	治療食が提供されている場合
④送迎加算	184	片道につき	
⑤個別リハビリテーション実施加算	240	1日につき	リハビリ専門スタッフが個別リハビリテーションを行った場合
⑥緊急短期入所受入加算	90	1日につき	7日または14日を限度
⑦総合医学管理加算	275	1日につき	7日を限度 治療管理を目的とした必要時の利用の場合
⑧緊急時施設療養費(緊急時治療管理)	518	1日につき	1月に1回・連続する3日を限度
⑨緊急時施設療養費(特定治療)		1回につき	診療報酬点数×10
⑩介護職員等特定処遇改善加算	備考算出 方法で 算定	1月につき	(基本料金+加算)の算定の1000分の39